

留辺薬町外 2 町一般廃棄物最終処分場整備  
及び運営事業の実施に関する方針

平成 13 年 10 月 12 日

留 辺 薬 町

## 目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項.....	1
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項 .....	4
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	10
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....	13
第 5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	14
第 6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....	14
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	15
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....	15

## 第 1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

( 1 ) 事業名称

留辺蘂町外 2 町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業

( 2 ) 公共施設等の管理者等の名称

留辺蘂町長 南川健次郎

( 3 ) 事業目的

本事業は、北海道置戸町、訓子府町、留辺蘂町（以下「3町」という。）の廃棄物の適正な処理を広域的に行うため、留辺蘂町内に一般廃棄物最終処分場を新設し運営を行うことを目的とする。

( 4 ) 事業の範囲

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき、選定事業者（以下「事業者」という。）が留辺蘂町内の3町共有地（普通財産）に新たに一般廃棄物最終処分場（以下「施設」という。）を設計・建設，所有し，一般廃棄物を受入れ，施設を運営・維持管理することを事業の範囲とする。土地は事業者は無償で貸し付ける。

事業者は，埋立終了後，2年間，施設の管理を行う。

事業者は，2年間の施設の管理を行った後，施設の所有権を3町に無償で譲渡する（BOT方式）。

ア) 事業期間

事業期間は，建設期間及び供用を開始した日から17年間（埋立期間15年、管理期間2年）とする。ただし，留辺蘂町（以下「町」という。）と事業者の協議により，事業期間を延長することができるものとする。

イ) 業務内容

対象となる業務内容は以下のとおりとする。

施設の設計，建設

(ア) 施設の設計及び関連業務（生活環境影響調査，整備計画書の作成・提出，施設設置許可申請，国庫補助金申請等の手続きを含む）

(イ) 施設の建設工事及び関連業務

(ウ) 工事監理業務

施設の供用開始後から事業期間終了までの運営及び維持管理業務

(ア) 一般廃棄物の受入れ業務

- (イ) 一般廃棄物の埋立業務
- (ウ) 施設の維持管理業務（施設の維持管理，点検・保守，その他一切の修理業務を含む。）
- (エ) 設備保守管理業務（設備の点検・保守，運転・監視，その他一切の修理業務を含む。）
- (オ) 施設の供用開始から15年間経過後，2年間の水質管理及び水質処理を含む施設の管理業務

### 3 町への施設所有権の移転業務

#### ウ) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりとする。

町は，事業者が実施する施設の設計，建設，維持管理・運営業務に対する対価を，委託料として事業期間にわたって事業者を支払う。

委託料は，事業者が実施する設計，建設に係る初期投資に相当する部分（あらかじめ定められた額）と，施設の供用開始後の運営及び維持管理に係る部分（施設等の点検・保守及び運転・監視等に係る固定的費用と一般廃棄物処分の量に係る変動的費用から成るものとし，それぞれ物価変動等を勘案して定められる額）から成るものとする。

事業者は，自らの申請に基づき，国庫補助金の交付を受けるものとする。

#### (5) 事業のスケジュール（予定）

- |  |                         |
|--|-------------------------|
| (ア) 入札公告   | 平成13年10月                |
| (イ) 事業予定者選定  | 平成14年 1月                |
| * 事業予定者は，平成14年3月までに，本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立するとともに，生活環境影響調査書及び整備計画書を作成し，所定の手続きを実施する。 |                         |
| (ウ) 仮契約  | 平成14年 5月                |
| (エ) 契約議案の議会への提案  | 平成14年 6月                |
| (オ) 事業契約の締結  | 平成14年 6月                |
| (カ) 施設の建設  | 平成14年 8月～平成16年 3月（約2年間） |
| (キ) 施設の供用開始  | 平成16年 4月                |
| (ク) 施設の運営・維持管理   | 平成16年 4月～平成31年 3月（15年間） |
| (ケ) 施設(水質を含む)の管理等  | 平成31年 4月～平成33年 3月（2年間）  |
| (コ) 施設の譲渡  | 平成33年 4月                |

#### (6) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，水質汚濁防止法，河川法，砂防法，森林法，北海道環境基本条例，北海道環境影響評価条例，北海道自然環境保全指針，留辺蘂町公害防止条例，その他関連する法令等を遵守すること。

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業の選定及び公表にあたっては、次の点に留意して行う。

- (1) 本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた3町の財政負担の縮減を期待できること、又は3町の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とする。
- (2) 3町の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。
- (3) 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公表する。
- (4) 前号の公表は、公告の手続きをもって行う。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、総合評価一般競争入札により行う。

### 2 事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

本事業の実施スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

平成13年10月12日(金)	実施方針の公表
平成13年10月12日(金)	実施方針に関する説明会
平成13年10月12日(金)～11月21日(水)	基本設計等図書の見学
平成13年10月12日(金)～10月18日(木)	実施方針に対する意見の受付
平成13年10月19日(金)	特定事業の選定・公表
平成13年10月22日(月)	入札公告及び入札説明書等の交付
平成13年10月22日(月)	入札説明書に対する説明会及び現地見学会
平成13年10月29日(月)	入札説明書等に関する第1回質問受付
平成13年11月12日(月)	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答及び事業契約書(案)の配布
平成13年11月22日(木)	参加表明書提出
平成13年11月29日(木)	参加資格確認結果の通知
平成13年11月29日(木)～12月7日(金)	参加資格がないと認められた理由の説明要求
平成13年11月30日(金)	入札説明書等に関する第2回質問受付
平成13年12月14日(金)	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成13年12月17日(月)	参加資格がないと認められた理由の説明要求に係る回答
平成14年1月10日(木)	入札(提案書受付)
平成14年1月下旬	落札者決定及び公表
平成14年2月	基本協定締結
平成14年5月	仮契約締結
平成14年6月	事業契約締結

#### (2) 応募手続き等

##### ア. 実施方針に関する説明会

民間事業者に本事業への参加を求めするため、実施方針に関する説明会を開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関し、説明を行う。

- ・日 時：平成 13 年 10 月 12 日（金）15 時～16 時
- ・場 所：留辺蘂町中央公民館  
住所：留辺蘂町字上町 6 1 番地  
電話：0 1 5 7 - 4 2 - 2 4 2 1

\* 事前の申込は不要とする。

#### イ．基本設計等図書の閲覧及び頒布

参考図書として、3 町が平成 1 2 年度に実施した基本設計等図書（一部）の閲覧及び有料頒布を次の要領で実施する。

##### (ア) 基本設計等図書の閲覧

基本設計等図書（一部）を次のとおり閲覧に供する。

- ・ 閲覧期間：平成 13 年 10 月 12 日（金）～平成 13 年 11 月 21 日（水）  
（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
- ・ 閲覧時間：午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
- ・ 閲覧場所：留辺蘂町住民課  
北海道常呂郡留辺蘂町字上町 6 1 番地  
電話：0 1 5 7 - 4 2 - 2 4 2 1（代表）

##### (イ) 基本設計等図書の有料頒布

希望者に対し、基本設計等図書（一部）の有料頒布を次の要領で行う。

- ・ 申込期間：第 1 回 平成 13 年 10 月 12 日（金）  
第 2 回 平成 13 年 10 月 16 日（火）～平成 13 年 10 月 17 日（水）  
第 3 回 平成 13 年 10 月 22 日（月）～平成 13 年 10 月 23 日（火）
- ・ 申込方法：基本設計等図書購入申込書（第 1 号様式）に必要事項を記入の上、留辺蘂町住民課宛に持参又はファクシミリにより提出すること。  
ファクス 0 1 5 7 - 4 2 - 2 5 0 0
- ・ 頒布日時：第 1 回 平成 13 年 10 月 12 日（金）午後 4 時～午後 5 時まで  
第 2 回 平成 13 年 10 月 19 日（金）午後 1 時～午後 5 時まで  
第 3 回 平成 13 年 10 月 25 日（月）午後 1 時～午後 5 時まで
- ・ 頒布場所：第 1 回 留辺蘂町住民課  
北海道常呂郡留辺蘂町字上町 6 1 番地  
電話：0 1 5 7 - 4 2 - 2 4 2 1（代表）  
\* 第 1 回については申込書と引換えをもって行う。  
第 2 回・第 3 回  
パシフィックコンサルタンツ株式会社北海道支社  
札幌市北区北 7 条西 1 丁目 2 番 6 号  
N S S ニューステージ札幌 1 5 階  
電話 0 1 1 - 7 0 0 - 5 2 2 2

・価格：基本設計等図書 1部 20,000円（実費相当分・消費税等を含む）

ウ．実施方針に関する意見の受付

実施方針に関する意見を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：平成13年10月12日(金)～10月18日(木)

(イ) 受付方法：留辺薬町住民課宛に持参，ファクシミリ又はEメールにより提出  
すること。(第2号様式)

ファクス 0157-42-2500

Eメール [rukikaku@ohotuku26.or.jp](mailto:rukikaku@ohotuku26.or.jp)

エ．特定事業の選定

実施方針に関する意見を踏まえ，PFI事業として実施することが適切であると認める場合，本事業を特定事業として選定し，平成13年10月19日(金)に公表する。

オ．入札公告・入札説明書交付

実施方針に関する意見等を踏まえ，平成13年10月22日(月)に入札公告を行い，入札説明書及び付属資料(要求水準書等)を交付する。

カ．説明会及び現地見学会

入札説明書に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。

(ア) 説明会

・日時：平成13年10月22日(月)午後1時～午後2時

・場所：留辺薬町中央公民館

住所：留辺薬町字上町61番地

電話：0157-42-2421

(イ) 現地見学会

・日時：平成13年10月22日(月)午後3時～午後4時

・場所：現地

\*現地集合とする。

キ．入札説明書等に関する第1回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第1回質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付日時：平成13年10月29日(月)午前10時～正午，午後1時～午後5時

(イ) 受付方法：質問書(入札説明書に添付)に記入の上，留辺薬町住民課に持参もしくはEメールにより提出すること。

ク．入札説明書等に関する第1回質問に対する回答及び事業契約書(案)の配布



入札説明書等の内容等に関する第1回質問に対する回答書を質問者に対し、平成13年11月12日(月)午前10時～正午、午後1時～午後5時、留辺蘂町住民課において配布を行う。また、併せて事業契約書(案)を希望者に対し配布を行う。

ケ．参加表明書の提出

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出すること。

(ア) 受付日時：平成13年11月22日(木)午前10時～正午、午後1時～午後5時

(イ) 受付場所：留辺蘂町住民課

コ．参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を平成13年11月29日(木)に入札参加者に通知する。

サ．参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、平成13年11月29日(木)～12月7日(金)までに書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成13年12月17日(月)に行う。

シ．入札説明書等に関する第2回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第2回質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付日時：平成13年11月30日(金)午前10時～正午、午後1時～午後5時

(イ) 受付方法：質問書(入札説明書に添付)に記入の上、留辺蘂町住民課に持参もしくはEメールにより提出すること。

ス．入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第2回質問に対する回答書を、質問者に対して、平成13年12月14日(金)午前10時～正午、午後1時～午後5時、留辺蘂町住民課において、配布を行う。

セ．入札(提案書の受付)

参加資格が確認された入札参加者からの、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提案書類(提案書)を平成14年1月10日(木)に受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書において提示する。

ソ．落札者決定及び事業契約締結

提出された提案書について総合的に評価を行い、平成14年1月下旬(予定)に落札者を決定する。落札者は、平成14年3月を目途にSPCを設立し、町と仮契約を締結する。町は、事業契約に関する議会の議決を経た後、平成14年6月(予定)に、SPCと事業契約を締結する。

必要により，3町とSPCが事業契約を締結する場合がある。

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア．入札参加者は，施設等を建設する企業（以下「建設企業」という。）及び最終処分場の運営に関する業務の一部をSPCから委託を受ける企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし，入札参加者グループの代表企業を定める。建設企業は，一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- イ．入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし，やむを得ない事情が生じた場合は，町と協議を行う。
- ウ．一入札参加者の構成員は，他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし，町が事業予定者との事業契約を締結後，選定されなかった入札参加者グループの構成員が，事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- エ．落札者は，整備計画書提出時までSPCを設立するものとし，代表企業はSPCに対して出資を行うものとする。
- オ．SPCには，廃棄物処理施設管理技術者（一般廃棄物最終処分場）を配置するものとする。
- カ．建設企業は，SPCから請け負った建設業務について，事前に町に通知した場合には，その他の第三者に委託，又は下請人を使用することができるものとする。

#### (2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は，次の参加資格要件を満たす構成員を含むものとする。

- ア．本事業を円滑に遂行できる，安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ．本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ．建設企業は，以下の要件を満たしていること。
  - (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により，土木一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
  - (イ) 建設業法第27条の23第1項に規定する土木一式工事に関わる経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までのもの（当該審査基準日に係わる経営事項審査を受けていないものについては平成12年10月1日以降を審査基準日とするもの））で，土木工事の総合評点数値が900点以上のもの。ただし，複数の企業で応募する場合は，当該総合評点数値が900点以上のものを少なくとも1者含むこととする。
  - (ウ) 3町いずれかにおいて，平成13年度入札参加資格を有している者で，土木工事に登録していること。

(工) 平成3年度以降に元請として、廃棄物埋立容量50,000立方メートル以上の一般廃棄物最終処分場の施工実績を有すること。ただし、複数の企業で応募する場合は、当該実績のあるものを少なくとも1者含むこととする。

エ．運営企業は、一般廃棄物最終処分場または産業廃棄物最終処分場（管理型）の管理実績（埋立管理及び水処理施設管理）を有していること。

オ．グループを構成する企業は、いずれも北海道内に本店、支店または営業所を有すること。

### (3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

ア．地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者

イ．建設企業においては、町の指名停止措置を受けている者

ウ．本事業に係るコンサルタント業務に関与した者

\* 本事業の業務に関わっているものは、パシフィックコンサルタンツ株式会社である。

エ．最近1年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者

### (4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、入札結果の公表までの期間、及び落札者決定後、仮契約締結までの期間に、入札参加者または入札参加者を構成する企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

## 4 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査委員会の設置

入札書類等の審査に当たっては、学識経験者及び3町の職員で構成する審査委員会を設置する。留辺蘂町は、審査委員会の審査により選定された優秀提案をもとに、落札者を決定する。外2町（置戸町、訓子府町）は、これを承認する。

### (2) 審査の手順及び方法

#### (ア) 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

#### (イ) 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、審査委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、各評価項目ごとに評価に応じ得点を

付与し、得点の合計を入札価格で除して得た数値(以下「総合評価値」という。)により行い、総合評価値の最も高い者を優秀提案として選定する。

(ウ) 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

(エ) 審査結果

審査結果は公表する。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的考え方

本事業における施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議のうえ、町が責任を負うものとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び町と事業者の責任分担は、原則として別表に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約に定めるものとする。

#### 3 事業の実施状況の監視

町は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。監視の方法、内容等については、事業契約に定める。

また、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、町はサービスに対する支払の減額等を行うとともに、事業者に対して修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができることとする。

表 リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			町	事業者
共通	入札説明書リスク	入札説明書の誤り，内容の変更に関するもの等		
	契約締結リスク	選定事業者が契約を結べない，または契約手続きに時間を要する場合 <sup>注1</sup>		
	内容変更リスク	事業の業務範囲の縮小，拡充等		
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更		
		その他		
	税制度変更リスク	事業者に影響を及ぼす税制変更（法人税，固定資産税，施設所有・維持管理に関するもの等）		
		広く事業者全般に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）		
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延及び補助金の交付に関するもの		
	第三者賠償リスク	調査・建設・運営段階における騒音・振動・地盤沈下・臭気等に関するもの		
	住民対応リスク	施設の設置に対する住民反対運動・訴訟等に関するもの		
		上記以外のもの（調査・建設・運営に関する住民反対運動・訴訟等に関するもの等）		
	用地確保リスク	当該事業用地の確保に関するもの		
	事故の発生リスク	調査・建設・運営段階での事故の発生		
	環境保全リスク	調査・建設・運営段階での環境に影響を及ぼす場合等		
	測量・地質調査の誤りリスク	町が実施した測量・地質調査部分		
		事業者が実施した測量・地質調査部分		
	事業の中止・延期に関するリスク	町の指示，議会の不承認によるもの		
		町の債務不履行によるもの		
施設の建設に必要な許認可などの遅延によるもの				
事業者の事業放棄，破綻によるもの				
物価変更リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ（施設整備費用に相当するもの）			
	施設の供用開始後のインフレ・デフレ（維持管理，運営に相当する部分）			
金利変動リスク	金利の変動			
不可抗力リスク	天災・暴動等による設計変更・中止・延期 <sup>注2</sup>			

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			町	事業者
計画・設計	応募コスト	応募費用に関するもの		
	資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		
	設計リスク	設計に関するもの（町の提示条件・指示の不備，変更によるものを除く）		
建設	工事遅延リスク	工事遅延・未完工による施設の供用開始の遅延		
	工事費増大リスク	町の指示による工事費の増大		
		上記以外の工事費の増大		
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む）		
一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害			
運営	計画変更リスク	町の責による事業内容・用途の変更に関するもの		
	運営費上昇リスク	町の責による事業内容・用途の変更等に起因する運営費の増大		
		上記及び物価以外の要因による運営費用の増大		
	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷（凍結による施設の損傷を含む）		
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良，水処理を含む）		
	受入廃棄物の品質リスク	受入れ廃棄物の質に起因する事故等		
受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動リスク <sup>注3</sup>			
施設の移転	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの（水処理を含む）		
	施設の瑕疵リスク	施設の町への譲渡後の瑕疵が見つかった場合の瑕疵担保責任（水処理を含む） <sup>注4</sup>		

注1) 契約の当事者双方が原因によりそれぞれ負担する。

注2) 不可抗力の場合，事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

注3) 運営費用のうち，廃棄物の量に影響しない固定的費用は町が負担する。

注4) 施設の譲渡後，一定期間，事業者が負担する。

#### 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 1 施設の概要及び規模

- (1) 建設予定地：北海道留辺蘂町富岡内
- (2) 用地面積：約 30.3 ヘクタール
- (3) 埋立容量：廃棄物埋立容量 約 71,000 立方メートル
- (4) 受入廃棄物

置戸町，訓子府町，留辺蘂町から発生する以下の一般廃棄物

- ・不燃ごみ
- ・不燃残さ（焼却・粗大ゴミ・資源ごみ由来）
- ・溶融スラグ（焼却飛灰由来）
- ・薬剤処理物（溶融飛灰由来）

なお，焼却由来不燃残さ，溶融スラグ，薬剤処理物は，3町の可燃ごみを北見クリーンセンターで焼却後，発生したものである。

- (5) 埋立開始（予定）：平成 16 年 4 月
- (6) 埋立年数：15 年間

##### 2 施設の基本方針

施設の建設・運営にあたっては，本施設は公共性の高い施設であることを踏まえ、周辺自然環境との調和を図り，公害・災害対策等に万全を期すること。

基本的事項	基本方針
最終処分場の基本的あり方	周辺自然環境との調和を図る。 公害・災害対策に万全を期す。 現地気象状況を考慮した寒冷地対策を行う。
しゃ水工のあり方	漏出・破損が生じ難い構造・材質を採用する。 継続したモニタリングを実施する。
排水及び水処理のあり方	浸出水：内部貯留させないように集排水の迅速化を図る。 雨 水：浸出水化の抑制，災害の防止に努める。 地下水：浸出水系統は，埋立地雨水系統及び地下水系統と完全分離を行う。 浸出水処理施設：年間を通じ季節、気候、昼夜の区別なく支障なく運転稼働でき、且つ安定的に放流水質基準を満足する施設とする。
埋立及び維持管理のあり方	埋立情報の蓄積を図る。 適切な維持管理体制とする。
環境保全のあり方	自然の回復を目指した土地利用を図る。
浸出水漏出防止対策	原則として，浸出水を埋立地内部に貯めない(内部貯留の軽減)構造とする。 浸出水の外部への漏出を防ぐしゃ水工構造とする。 しゃ水機能を常時監視し，異状があれば速やかな対応が可能なモニタリングシステムを採用する。

## 第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、町と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、釧路地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、町は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、町は、事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、町は事業契約を解約することができる。
- (3) 前号2号の規定により町が事業契約を解約した場合、事業者は、町に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 町の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、町は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、町及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、町及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

### 4 金融機関と町の協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行



う金融機関と町で協議を行うこともあり得る。

## 5 その他

その他，事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は，事業契約に定める。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は，次のとおりである。

- 1 事業者に対し，国の定める施設の設計，建設に係る費用の一部について，国庫補助金を交付する。
- 2 事業者は事業期間中，当該事業用地を無償使用することができる。
- 3 町は，事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。
- 4 町は，事業者に対し，補助，出資等の支援は行わない。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

- ・債務負担行為の設定
- ・事業契約

### 2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は，すべて入札参加者の負担とする。

### 3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は，次のとおりとする。

留辺蘂町住民課

〒091-8666 北海道常呂郡留辺蘂町字上町6 1 番地  
電 話 0 1 5 7 - 4 2 - 2 4 2 1 (代表)  
ファクス 0 1 5 7 - 4 2 - 2 5 0 0  
E-mail [rukikaku@ohotuku26.or.jp](mailto:rukikaku@ohotuku26.or.jp)

【参考】事業スキーム

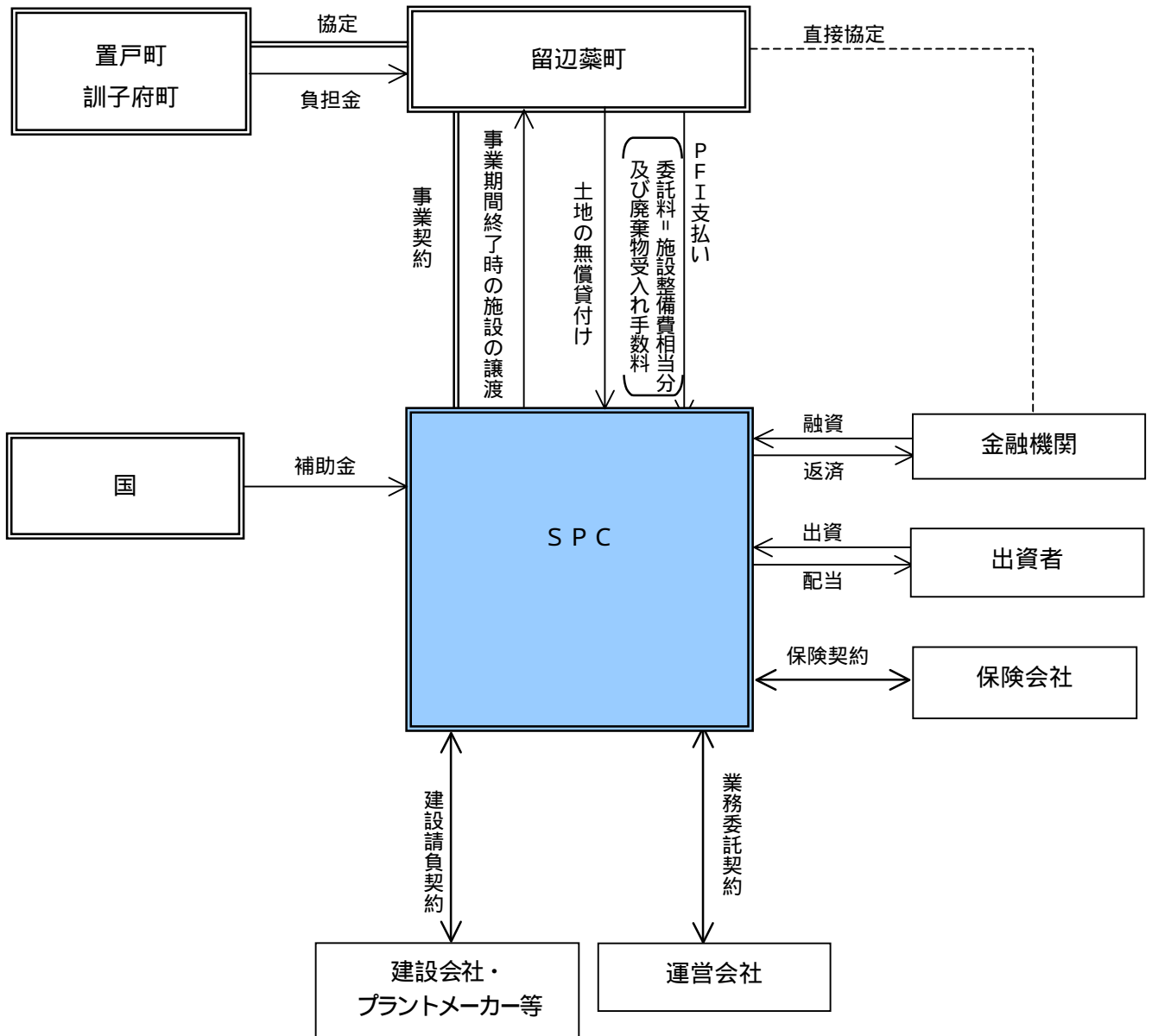
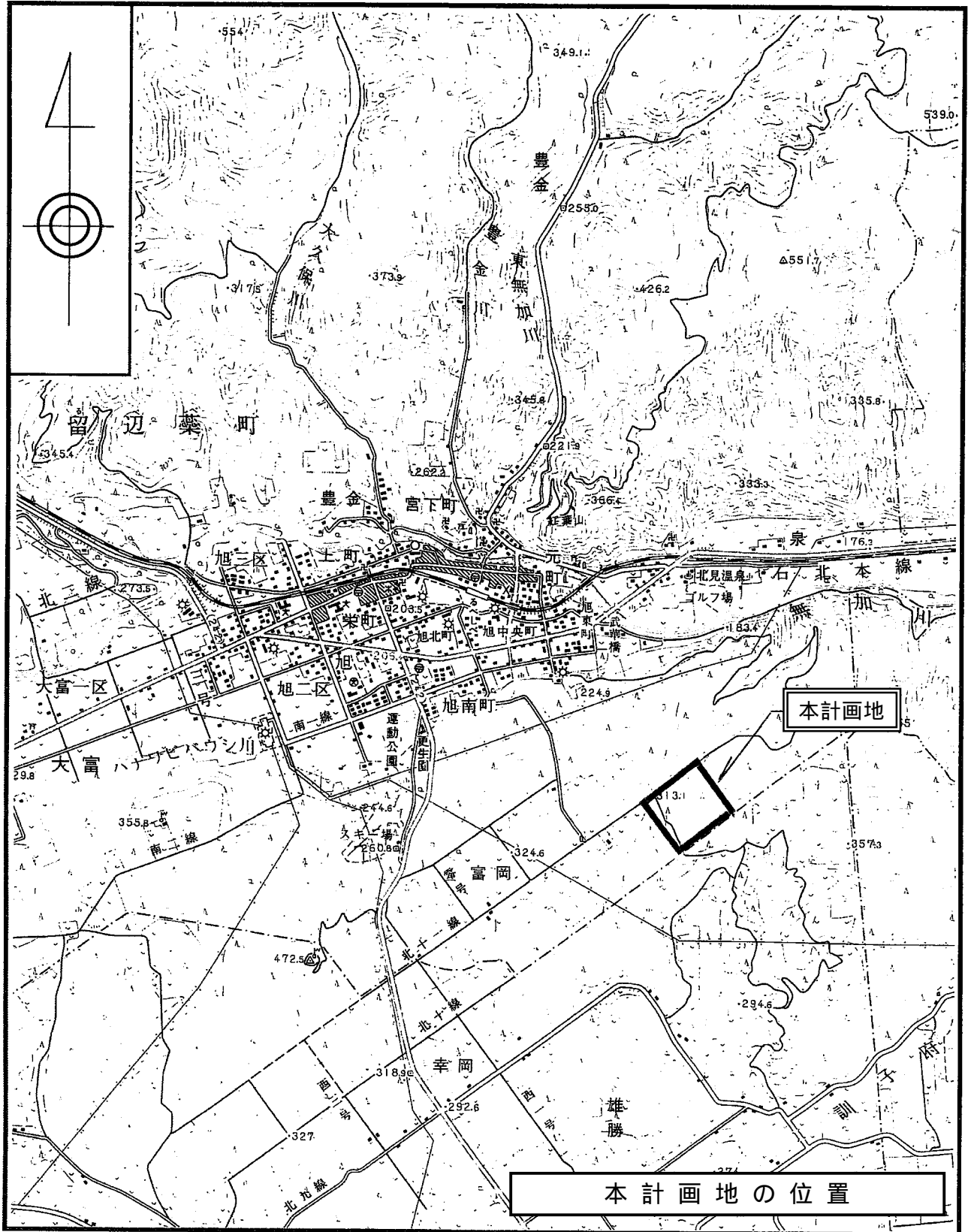


図 事業スキーム (BOT 方式)





基本設計等図書購入申込書

留辺蘂町長 南川 健次郎 宛

申込者 会社名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
担当者  
氏 名 \_\_\_\_\_  
所 属 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

次の事業に係る基本設計等図書の購入を申し込みます。

事業名：留辺蘂町外 2 町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業

購入申込部数

基本設計等図書 \_\_\_\_\_ 部（ 1 部 20,000円：消費税等を含む）

合計金額 \_\_\_\_\_ 円（消費税等を含む）

### 実施方針に関する意見書

留辺蘂町長 南川 健次郎 宛

意見者 会社名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
所 属 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

留辺蘂町外 2 町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業の実施に関する方針に関して、以下の意見がありますので提出します。

意見

関連頁
意見内容

) 意見は 1 枚につき 1 問とし、簡潔に取りまとめて記載すること